

滋賀県立大学同窓会湖風会環境科学部支部 会則

- 第1条 本会は滋賀県立大学同窓会湖風会環境科学部支部と称する。
- 第2条 本会は支部会員相互の親睦を図り、環境科学部支部の充実発展と母校の発展に寄与し、あわせて社会に貢献することを目的とする。
- 第3条 本会の事務局は、滋賀県立大学内に置く。
- 第4条 本会は第2条の目的達成のため、次の事業を行う。
- (1) 会員相互の親睦を図るための事業
 - (2) 母校の発展への協力の事業
 - (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 第5条 本会は、滋賀県立大学同窓会湖風会会員のうち、以下のものをもって構成する。
- (1) 正会員
 - 1) 滋賀県立農業短期大学卒業生
 - 2) 滋賀県立短期大学農学科、農業土木学科、農業経済学科、建築学科卒業生
 - 3) 滋賀県立大学環境科学部卒業生および環境科学研究科修了生
 - (2) 準会員
滋賀県立大学環境科学部在学学生
 - (3) 特別会員
湖風会特別会員のうち滋賀県立短期大学農学科、農業土木学科、農業経済学科、建築学科、滋賀県立大学環境科学部の教職員（退職者を含む）
- 第6条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 幹事 若干名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 監査 2名
 - (6) 顧問 若干名
- 第7条 (1) 会長、副会長、幹事、会計、監査は総会において正会員の中から選出する。
(2) 顧問は、正会員、特別会員の中から、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 第8条 (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
(3) 幹事は、会務の運営に参画する。
(4) 顧問は会長の諮問にこたえる。
- 第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第10条 総会は年に1回開催する。総会は、本支部会員をもって構成する。
- (1) 総会は、役員を選任、会則の改廃及び本会の運営に関する重要事項を審議する。
 - (2) 会長は必要あるときに臨時総会を招集することができる。

第 11 条 役員会は、第 6 条に規定する会長、副会長、幹事、会計、監査をもって組織し、次に掲げる事項を審議、執行する。

- (1) 事業計画の企画および執行
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選任に関する事項
- (4) 会則の改廃に関する事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

第 12 条 本会の経費は、同窓会の支部活動予算、その他の収入を持ってこれに充てる。

第 13 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 14 条 本会の会則に定めない事項については、会長が役員会に諮り定める。

付則

本会則は平成 27 年 6 月 6 日から施行する。

第1期湖風会環境科学部支部役員候補者

県立短期大学		
農学科	植田儀一郎	幹事長
	田中 靖志	監査
農業土木学科	北川 孝雄	幹事
	山根祐太郎	監査
農業経済学科	安田佐登志	会長
	大谷大一郎	幹事
建築学科	日置 靖男	副会長
県立大学		
環境生態学科	柳沼 勇多	会計
	尾坂 兼一	幹事
環境政策・計画学科	伊藤 真紀	副会長
	脇坂（松尾）さかえ	幹事
環境建築デザイン学科	川井 操	副会長
	上川 七菜	幹事
生物資源管理学科	金尾 滋史	幹事
	玉井 大輔	幹事

注) 県立短期大学建築学科から1名を補充の予定